本号で公布された主な条例のあらまし -

◇職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(新潟県条例第6号)

1 趣旨

この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとしました。(第1条関係)

2 大学院等派遣研修費用の償還

大学院等派遣研修を命ぜられた職員が当該大学院等派遣研修の期間内又は当該期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間内に離職した場合には、その者は、当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額の全部又は一部を県に償還しなければならないこととしました。(第3条~第5条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する 条例 (新潟県条例第7号)

1 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等の特別職の職員の退職手当の支給割合を改正することと しました。(第1条関係)

2 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正関係

特別職の職員の退職手当の支給割合の改正に準じ、教育長の退職手当の支給割合を改正することとしました。 (第2条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(新潟県条例第8号)

1 退職手当の基本額の改正

新潟県人事委員会の見解を踏まえ、退職手当の基本額を改正することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第9号)

1 職員を派遣することができる団体の追加

職員を派遣することができる団体に公立大学法人新潟県立看護大学を追加することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第10号)

1 太陽光発電設備に係る使用料の新設

太陽光発電設備を設置するために行政財産を使用する場合の使用料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第11号)

1 基金の設置期間の延長

新しい公共の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的な活動を支援し、新しい公共の拡大及び定着を推進するため、新潟県新しい公共支援基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第12号)

1 方法書、準備書及び評価書に係る手続の改正

事業者は、方法書、準備書又は評価書を作成したときは、方法書、準備書又は評価書及びこれらを要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととするとともに、方法書の説明会の開催その他所要の規定を整備することとしました。(第7条、第7条の2、第15条及び第23条関係)

2 環境影響評価法の対象事業に係る手続の改正

知事は、環境影響評価法の規定に基づき、計画段階環境配慮書等について意見を述べようとするときは、新 潟県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとすることとしました。(第34条関係)

3 適用除外の見直1

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染について、この条例の規定の適用の対象とすることとしました。(第44条関係)

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県新型インフルエンザ等対策本部条例 (新潟県条例第13号)

1 対策本部の設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新潟県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な 事項を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇新潟県保健所条例等の一部を改正する条例 (新潟県条例第14号)

1 小千谷市に係る所管区域の変更

小千谷市に係る保健所、児童相談所及び地域振興局の所管区域を変更することとしました。(第1条~第3条 関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第16号)

1 奨励措置に係る対象事業の変更

奨励措置に係る対象事業に情報サービス業等を加えることとしました。(第1条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成25年3月31日から平成35年3月31日に見直すこととしました。(附則関係)

3 施行期日

この条例は、1については平成25年4月1日から、2については公布の日から施行することとしました。

◇新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第17号)

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成28年3月31日から平成33年3月31日に見直すこととしました。(附則関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第21号)

1 県営住宅等の整備基準

公営住宅法の改正に伴い、県営住宅及び共同施設の整備基準を定めることとしました。(第3条の2及び第3条の3関係)

2 入居条件に関する規定の整備

公営住宅法の改正に伴い、県営住宅の入居条件に関する規定の整備を行うこととしました。(第6条及び第13条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第22号)

- 1 西川流域下水道の処理する区域の存する市町村の追加 西川流域下水道の処理する区域の存する市町村に弥彦村を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例(新潟県条例第23号)

- 1 高等学校の廃止
 - 新潟県立新潟東工業高等学校及び新潟県立両津高等学校を廃止することとしました。(別表第2関係)
- 2 施行期日
 - この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。